

文化庁の本格移転先庁舎整備の工期再延伸を踏まえた対応について

令和 3 年 11 月 26 日 文化庁移転協議会

1. 文化庁の京都移転の経緯

文化庁の京都移転については、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」(平成 29 年 7 月 25 日 文化庁移転協議会決定)において、「遅くとも 2021(令和 3)年度中の本格移転を目指す」とされた。

そして、「新・文化庁における文化政策の展開と本格移転先庁舎の整備について」(平成 30 年 8 月 7 日 文化庁移転協議会決定)で決定した本格移転先庁舎(以降「新庁舎」)の整備スキームを踏まえて、文化庁と地元で調整しながら、新庁舎の計画、調査、設計等を進めたところ、文化庁新庁舎と京都府庁舎との一体的な整備の実施など、大幅な設計変更が必要となり、2020(令和 2)年 2 月に京都府より、建設業の働き方改革等もあり、工期が当初の 18 ヶ月から 26 ヶ月に延伸となり、竣工は 2022(令和 4)年 8 月下旬を目指すことが示された。

このことを踏まえ、文化庁の移転時期については、「文化庁の本格移転先庁舎の整備について」(令和 2 年 6 月 18 日 文化庁移転協議会決定)において、「新庁舎の竣工後、速やかに移転し、2022(令和 4)年度中の京都における文化庁の業務開始を目指す」とされた。

また、京都府において、2022(令和 4)年 7 月 27 日を契約終期とする工事請負契約を締結し、工事が進められてきた。

2. 新庁舎整備工期の再延伸

2021(令和 3)年 8 月末に京都府より、旧府警本部の建物耐震・内部壁面等の補強工事の追加及びがれき等地中障害物の処分等に伴う作業量の増加が判明したため、工期が 5 か月延伸となり、竣工は 2022(令和 4)年 12 月下旬を目指すことが示された。

3. 工期再延伸を受けた対応

今般の工期再延伸を受け、文化庁においては、竣工後に別途工事や什器搬入、庁舎の本格運用に向けた設備点検や各種準備を行う必要があるほか、2023(令和 5)年 1 月から夏ごろまでは国会対応や決算業務等への対応が見込まれることから、2022(令和 4)年度中に全ての移転予定部署の引越しを終えることはきわめて困難となる。

そこで、移転後の文化庁において中核となる組織は、2023(令和 5)年 3 月中に引越しを行い、2022(令和 4)年度中の業務開始を目指すこととし、その他については、2023(令和 5)年 5 月初旬の大型連休を活用しつつ、国会業務等の状

況を踏まえながら、移転出来る課や係から順次、可及的速やかに移転を進めることを目指す。

なお、これらの引越しを行うにあたっては、移転後に京都で新たに採用する職員との引継ぎが確実に出来るよう、適切な配慮を行う。また、家族を同伴する職員等が円滑に移転できるよう、地元の協力を得つつ、保育所・学校への受け入れや、宿舎への入居等、住環境の確保について十分配慮する。